

訪問介護
介護型ヘルプサービス
生活援助型ヘルプサービス
重要事項説明書

株式会社 美カインド
ケアセンターカインド桃山

訪問介護・介護型ヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス 重要事項説明書

＜令和6年 4月 1日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社美カインド
代 表 者 名	生田 明美
所在地・連絡先	(所在地) 京都府相楽郡精華町大字祝園小字長塚18番地2 (電話) 0774-93-5003 (FAX) 0774-74-8469

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ケアセンターカインド桃山
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京都市伏見区桃山町本多上野74番地3 シニアハウス桃山内 (電話) 075-644-6458 (FAX) 075-644-6478
事業所番号	訪問介護・身体型ヘルプサービス 2670918339 生活支援型ヘルプサービス 26A0901312
管理者の氏名	木ノ元 嘉晃

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数(人)	常勤換算後の人数(人)	職務の内容等
管理者	1(以上)	0.7	事業所の従業者の管理及び業務の管理 を一元的に行うとともに、従業者に事 業に関する法令等の規定を遵守させる ために必要な指揮命令を行う

サービス提供責任者	2(以上)	2.0(以上)	事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う
訪問介護員	3(以上)	3.0(以上)	訪問介護の提供に当たる
事務職員等			事業実施に当たって必要な事務を行う

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市(伏見区、南区、右京区、左京区、山科区)宇治市但し宇治市については介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービスは対象外
------------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月～金
営業時間	9:00～18:00
※ 営業しない日： 祝日・12月30～1月3日	
サービス提供日	365日
サービス提供時間	0:00～24:00 24時間

3 サービスの内容

	種 類	内容・手順等
1 身体介護	食事介助	配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行います。
	入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います
	排泄介助	オムツ交換、トイレ誘導への移動介助または見守りを行います。
	清拭	身体を清潔に保つために、全身又は部分的に身体を拭きます。
	着脱介助	できることはご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱介助を行います。
	買い物	日用品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し確認を得ながら行います。
	調 理	食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を

2 生活援助		行います。
	掃 除	利用者が日常生活において使用している部屋の、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。
	洗 濯	日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み等を行います
	寝具の管理	布団干し、シーツの交換等を行います。
3 介護相談		

■ 訪問介護計画の作成及び評価等

担当のサービス提供責任者が、居宅サービス計画に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割・3割）となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■訪問介護（地域区分5 1単位：10.70円）

サービス内容		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
身体介護	20分未満	163単位	1,744円/日	174円/日
	20分以上 30分未満	244単位	2,610円/日	261円/日
	30分以上 1時間未満	387単位	4,140円/日	414円/日
	1時間以上 ※ 所要時間1時間から計算して30分を増すごとに加算	567単位	6,066円/日	606円/日
生活援助	20分以上 45分未満	179単位	1,915円/日	191円/日
	45分以上	220単位	2,354円/日	235円/日

■訪問介護加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	内 容
初回加算	200単位 214円/月	2,140円/月	ご入居者様の初回のサービスにサービス提供責任者が訪問介護員と一緒に訪問し心身の状況、身体の状況を確認する。 ※入居月の一回のみ算定可能
生活機能連携加算（Ⅰ）	100単位 107円/月	1,070円/月	サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士（以下、理学療法士等）による訪問リハビリテーションに同行し理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成（変更）し計画に基づいたサービスを実施。 ※初回月（変更毎）算定可能
生活機能訓練加算（Ⅱ）	200単位 214円/月	2,140円/月	サービス提供責任者が理学療法士等と同行訪問等により身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行い、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し理学療法士等と連携してサービスを実施。 ※初回月以降3カ月間算定可能
特定事業所加算 （Ⅰ） （Ⅱ） （Ⅲ） （Ⅳ） （Ⅴ）	所定単位数の （Ⅰ）20% （Ⅱ）10% （Ⅲ）10% （Ⅳ）5% （Ⅴ）3% に相当する単位	左記の1割、2割または3割	厚生労働大臣が定める以下の※基準を満たし、ご利用者に対して質の高い訪問介護サービスを提供する体制。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.4%	左記の1割、2割または3割	
処遇改善加算	所定単位数の （Ⅰ）13.7% （Ⅱ）10.0% （Ⅲ）5.5% に相当する単位	左記の1割、2割または3割	介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して介護報酬に加算されるものです。

<介護型ヘルプサービス>

- 生活支援型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせずに利用する場合
(1月あたり)

サービスの内容 【身体介護、又は 身体介護と併せて利用する生活援助】		サービス利用料金 (月額定額)	利用者負担額 (1割の場合)
介護型ヘルプ サービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> 訪問	12,583円	1,258円
介護型ヘルプ サービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> 訪問	25,134円	2,513円
介護型ヘルプ サービス費Ⅲ	1週間に <u>3回程度以上</u> 訪問 (要支援2又は事業対象者の 利用者様が対象)	39,878円	3,987円

- 生活支援型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせて利用する場合
(1回あたり)

サービスの内容 【身体介護、又は 身体介護と併せて利用する生活援助】		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)
介護型ヘルプ サービス費Ⅳ	1回あたり	3,070円	307円

<生活支援型ヘルプサービス>

- 介護型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせずに利用する場合
(1月あたり)

サービスの内容 【生活援助】		サービス利用料金 (月額定額)	利用者負担額 (1割の場合)
生活支援型ヘルプ サービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> 訪問	10,560円	1,056円
生活支援型ヘルプ サービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> 訪問	21,100円	2,110円
生活支援型ヘルプ サービス費Ⅲ	1週間に <u>3回程度以上</u> 訪問 (要支援2又は事業対象者の 利用者様が対象)	33,480円	3,348円

- ・ 介護型又は支え合い型ヘルプサービスと組み合わせて利用する場合
(1回あたり)

サービスの内容 【生活援助】		サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)
生活支援型ヘルプ サービス費Ⅳ	1回あたり	2,354円	235円

■ 訪問介護・介護型ヘルプサービス・生活支援型サービス加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	内 容
初回加算	200単位 214円/月	2,140円/月	ご入居様様の初回のサービスにサービス 提供責任者が訪問介護員と一緒に訪問し 心身の状況、身体の状況を確認する。 ※入居月の一回のみ算定可能
生活機能連携加算(Ⅰ)	100単位 107円/月	1,070円/月	サービス提供責任者が、訪問リハビリテ ーション事業所の理学療法士、作業療法 士、又は言語聴覚士(以下、理学療法士 等)による訪問リハビリテーションに同 行し理学療法士等と共同して行ったアセ スメント結果に基づき訪問介護計画を作 成(変更)し計画に基づいたサービスを実 施。 ※初回月(変更毎)算定可能
生活機能訓練加算(Ⅱ)	200単位 214円/月	2,140円/月	サービス提供責任者が理学療法士等と同 行訪問等により身体状況等の評価(生活 機能アセスメント)を共同して行い、生 活機能向上を目的とした訪問介護計画を 作成し理学療法士等と連携してサービス を実施。 ※初回月以降3カ月間算定可能
特定事業所加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	所定単位数の (Ⅰ) 20% (Ⅱ) 10%	左記の1割、2割ま たは3割	厚生労働大臣が定める以下の※基準を 満たし、ご利用者に対して質の高い訪 問介護サービスを提供する体制。

(Ⅲ)	(Ⅲ) 10%		
(Ⅳ)	(Ⅳ) 3%		
(Ⅴ)	(Ⅴ) 3%		
	に相当する単位		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.4%	左記の1割, 2割または3割	
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の (Ⅰ) 24.5% (Ⅱ) 22.4% (Ⅲ) 18.2% (Ⅳ) 14.5% に相当する単位	左記の1割, 2割または3割	介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して介護報酬に加算されるものです。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※ 利用者様の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■利用料等のお支払方法

当事業所は当月の利用者負担の請求に明細を付して、翌月に15日を目処に利用者へ請求致します。利用者負担金は翌月27日に、ご指定頂いた講座より引き落としさせていただきます。口座内残金不足により、指定期日に引き落としができない時は連絡し、利用料金を指定の口座にお振込みをして頂きます。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問介護の適正な運営及びご利用者に対する適切な訪問介護の提供を確保します。

(2) 運営方針

ご利用者の心身の状態を踏まえ、その有する能力に応じて自立した生活を営む事が出来るよう、身体介護、生活援助、その他の援助を行うものとします。

(3) その他

従業員に対し採用後6カ月以内に採用時研修、その後、継続研修を年1回以上行っています

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 木ノ元嘉晃 受付時間 9:00～18:00 連絡先 電話 075-644-6458 面接（当事業所1階相談室） 苦情箱 1Fに設置
左京区役所健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 （休日・土日祝日・年末年始を除く） 電話番号：075-702-1069
株式会社美カインド本社	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 （休日・土日祝日・年末年始を除く） 電話番号：0774-93-5003
右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 （休日・土日祝日・年末年始を除く） 電話番号：075-852-1815
京都府国民健康保険団体連 合会	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 （休日・土日祝日・年末年始を除く） 電話番号：075-354-9090
南区役所健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 （休日・土日祝日・年末年始を除く） 電話番号：075-681-3296

山科区役所健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 (休日・土日祝日・年末年始を除く) 電話番号：075-592-3290
右京区役所健康長寿推進課 高齢介護保険課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 (休日・土日祝日・年末年始を除く) 電話番号：075-861-1416
伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課高齢介護保 険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 (休日・土日祝日・年末年始を除く) 電話番号：075-571-6471
伏見区役所健康長寿推進課 高齢介護担当	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 (休日・土日祝日・年末年始を除く) 電話番号：075-611-2278
伏見区役所深草支所 健康長寿推進課高齢介護保 険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00 (休日・土日祝日・年末年始を除く) 電話番号：075-642-3603

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

(1) 苦情処理体制

- ・ 苦情を迅速に対応する為に、体制を次の通りとする。
苦情解決責任者 1 名 (代表取締役：生田 明美)
苦情受付担当者 1 名 (管理者：木ノ元嘉晃)

(2) 苦情解決の手順

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 管理者は訪問介護士に事実確認の確認を行い、苦情解決責任者に報告を入れる。
- ・ 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・ 相談担当者が必要であると判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、苦情解決責任者及び苦情受付担当で利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する)
- ・ 苦情受付担当者は、苦情受付から事実関係の確認・話し合い・解決・改善までの経過と結果について、事実を書面に記録する。

7 緊急時・事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故の発生、病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。（365 日 24 時間対応）

8 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

■担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は、村松 弘希 ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 年 月 日

事業者 所在地 京都府相楽郡精華町大字祝園小字長塚 18 番地 2

事業者（法人）名 株式会社美カインド

事業所名 ケアセンターカインド桃山

代表者名 代表取締役 生田 明美 (印)

説明者 職 名

氏 名 (印)

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日： 令和 年 月 日

利用者本人 住 所

氏 名 (印)

(署名・法定) 代理人 住 所

氏 名 (印)